

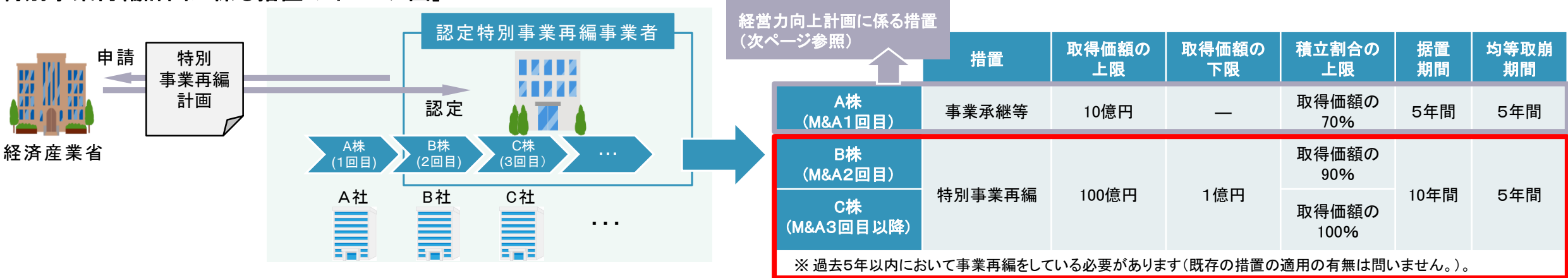
3 中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し

(1) 特別事業再編計画に係る措置の追加

青色申告書を提出する法人で産競法等改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間に産競法の特別事業再編計画の認定を受けた認定特別事業再編事業者であるものが、その認定に係る特別事業再編計画に従って行う産競法の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得(購入による取得に限ります。以下同じです。)をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合(※1)において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額に次の株式等の区分に応じ次の割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置が加えられました(措法56①表二)(※2)。

- 1 その認定に係る特別事業再編計画に従って行う最初の特別事業再編のための措置として取得をした株式等 90%
- 2 上記1以外の株式等 100%

[特別事業再編計画に係る措置のイメージ図]



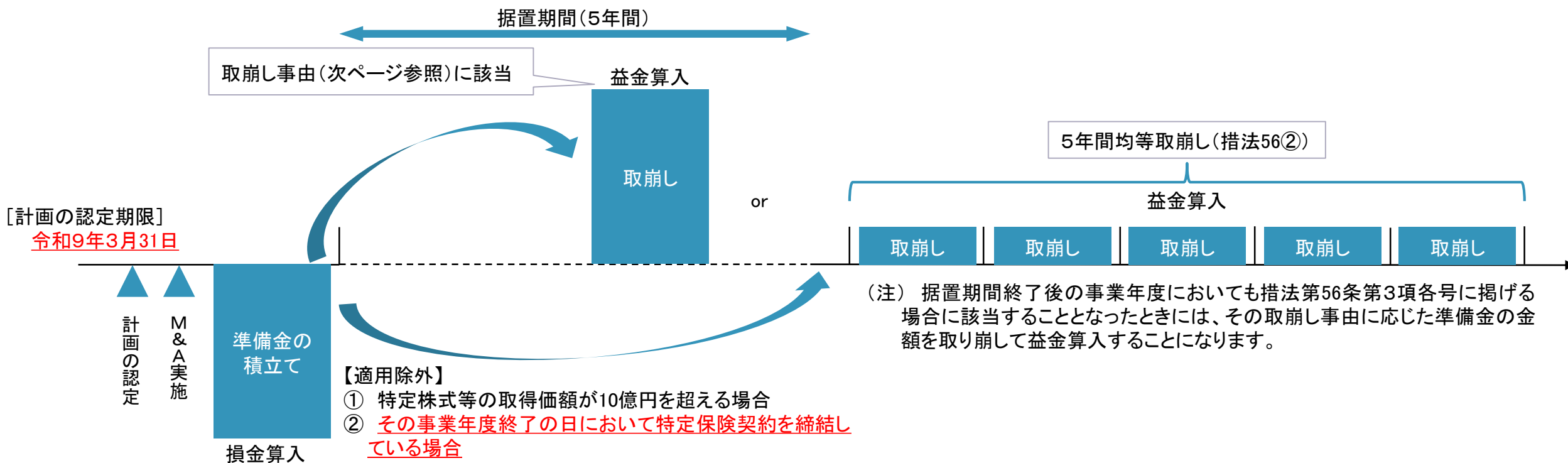
※1 その株式等の取得価額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合及びその事業年度終了の日において特定保険契約を締結している場合を除きます(措法56①)。なお、特定保険契約とは、事業承継等又は特別事業再編のための措置に基因し、又は関連して生ずる損害を填補する保険で一定のものの契約をいいます(措法56①)。
 ※2 産競法等改正法の施行の日以後に取得をする株式等について適用されます(改正法附則1十三、49②)。なお、産競法等改正法は公布の日以後3月以内の政令で定める日から施行されますが(産競法等改正法附則1)、産競法等改正法及び施行期日を定める政令は令和6年5月20日現在において公布されていません。

(2) 経営力向上計画に係る措置の見直し

経営力向上計画に係る措置について、次の見直しが行われました。

- 1 適用期限(経営力向上計画の認定期限)が、3年延長されました(措法56①表一)。
- 2 その事業年度終了の日において特定保険契約を締結している場合には、本措置を適用できないこととされました(措法56①)(※)。

[経営力向上計画に係る措置のイメージ図]



※ 令和6年4月1日以後に取得をする株式等について適用されます(改正法附則49①)。

(3) 取崩し事由の見直し

- 1 特別事業再編計画に係る措置の追加(16ページ)に伴い、準備金の積立てから10年を経過した場合に5年間で均等額を取り崩して益金算入すること(措法56②)及び準備金を積み立てている法人が特別事業再編計画の認定を取り消された場合(措法56③一口)に、その取り消された日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩して益金算入することとされました(措法56③一)。
- 2 準備金を積み立てている法人が特定法人の株式等の取得をした事業年度後において特定保険契約を締結した場合に、その締結した日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩して益金算入することとされました(措法56③七)(※)。

[準備金の取崩し(措法56②~④)]

取崩し事由	取崩し金額	取崩し事由	取崩し金額
中小企業再編投資損失準備金として積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年(特別事業再編のための措置に係る準備金については10年)を経過した場合(措法56②)	中小企業再編投資損失準備金として積み立てた金額にその事業年度の月数を乗じて60で除した金額(5年間均等取崩し)	中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人が解散した場合(措法56③四)	その解散の日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
経営力向上計画の認定が取り消された場合(その経営力向上計画に従って行う事業承継等として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限り。)(措法56③一イ)	その取り消された日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額	中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合(措法56③五)	その減額をした日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金のうちその減額をした金額に相当する金額
特別事業再編計画の認定が取り消された場合(その特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限り。)(措法56③一口)		準備金を積み立てている法人が解散した場合(措法56③六)	その解散の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額
中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を有しないこととなった場合(措法56③二)	その有しないこととなった日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金のうち、その有しないこととなった株式等に係る金額	準備金を積み立てている法人が特定保険契約を締結した場合(その特定保険契約に係る事業承継等又は特別事業再編のための措置として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限り。)(措法56③七)	その締結した日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
合併により合併法人に中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等を移転した場合(措法56③三)	その合併の直前におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額	任意に特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合(措法56③八)	その取り崩した日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金のうちその取り崩した金額に相当する金額
		準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合(措法56④)	その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額

※ 令和6年4月1日以後に締結する特定保険契約について適用されます(改正法附則49③)。